

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和5年3月

総務課介護保険指導室

目 次

【総務課介護保険指導室】

1. 指導監督業務の適切な実施について	1
2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について	12
3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について	16

(参考資料)

介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況	18
---	----

1 指導監督業務の適切な実施について

指定（許可）介護サービス事業所又は施設（以下「介護保険施設等」という。）に対する指導監督業務については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っています。

介護保険制度の創設以来、制度改正に伴う介護サービスの種類や各種加算等の充実が図られてきたこと、また、介護保険施設等や高齢者向け集合住宅に居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加、加えて高齢者虐待事案の増加も認められるなど、指導監督業務に関わる環境は変化しており、新たな課題に対して適切に対応していく必要があります。

このような状況の中、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「介護保険法」という。）の目的である利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るために、指導監督業務における集団指導や運営指導のより効果的かつ効率的な実施はもとより、人員や運営等に関する基準（以下「指定基準」という。）違反や介護報酬の不正請求、高齢者虐待等が疑われる場合等に行う監査の適時適切な実施が求められます。

各自治体においては、指導監督業務の目的を踏まえ、以下の事項に留意のうえ、業務にあたっていただくようお願いします。

（1）集団指導・運営指導の適切な実施について

介護保険施設等に対する指導については、介護保険施設等指導指針（「介護保険施設等の指導監督について」令和4年3月31日老発0331第6号老健局長通知 別添1）（以下「指導指針」という。）及び介護保険施設等運営指導マニュアル（「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」令和4年3月31日老発0331第7号老健局長通知）（以下「運営指導マニュアル」という。）を発出し、標準化・効率化を踏まえた集団指導や運営指導の適切かつ確実な実施についてお願いしているところです。

① 集団指導の実施

令和3年度における自治体の集団指導は、全国1,618の自治体のうち792の自治体が実施していますが、その割合は約48.9%であり、未だ約半数の自治体が実施していない状況です。また、都道府県・指定都市・中核市については、概ね98%以上の自治

体が実施していますが、一般市町村については約45%の実施率となっており低調な状況です。

集団指導は、介護保険施設等における介護保険制度の理解やサービスの質の向上を図り、かつ、適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るものであり、適切な運営指導を行うための前提となるため、自治体が主体となり、指定（許可）権限のある全ての介護保険施設等を対象に年1回以上実施してください。

集団指導においては、

- ・運営指導や監査における指摘事項
- ・行政処分を行った介護保険施設等がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因
- ・身体的拘束の廃止や高齢者虐待の防止
- ・介護報酬の基準、各種加算等の内容

など、介護保険施設等が適正な事業運営を行うために必要な情報を確実に伝達するようお願いします。また、実施方法については、集合方式の他、説明資料の自治体ホームページへの掲載や動画による説明、オンライン会議システム等を活用するなど、介護保険施設等が参加しやすい実施方法について工夫願います。特に感染症のまん延等の影響により実地による運営指導ができない場合にあっては、このような方法による集団指導を行うことが介護保険施設等における適正なサービスの提供や質の確保に必要となりますので御検討願います。

なお、いずれの実施方法であっても、参加状況や資料の閲覧状況等を確実に把握するとともに、アンケート等による指導後における効果測定や、質疑応答の機会を設ける等、行政機関側からの一方的な説明のみに終始しないよう効果的な方法を工夫願います。

さらに、労働関係法令違反が介護保険施設等の指定（許可）拒否や取消等の事由となる場合もあることなどから、集団指導の実施に当たり、都道府県労働局に情報提供のうえ、当該都道府県労働局の職員から労働関係法令について周知する時間を設けるなどの対応をお願いします。

このほか、事業開始時から指定基準や介護報酬の基準に関する理解が不十分であること等により行政処分の対象となる事例も散見されますが、適切に集団指導を行って

いない場合は、介護保険施設等の側の理解不足といった過失を問うことができず、不正請求等を認定できなくなるおそれがあることから、自治体においては適切に集団指導を行うようお願いします。また、通常の集団指導の他、指定時における制度等の説明会の開催や、新規指定（許可）後の介護保険施設等を対象にした指導も検討願います。

なお、小規模な自治体等、単独の自治体のみで集団指導を行うことが困難な場合や非効率な場合は、複数自治体の合同による集団指導の実施や、都道府県が都道府県内で共通の資料（地域密着型サービス、居宅介護支援事業関係の内容を含む）を作成し支援する等、地域の実情に応じ効果的かつ効率的な対応を検討願います。

② 運営指導の実施

令和3年度における自治体の運営指導（旧実地指導）は、302,206か所の介護保険施設等（令和3年4月1日現在）に対して、全国平均で7.8%の実施率となっており、低调な状況です。これは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響があったものと推察しますが、運営指導は、集団指導の実施を前提として、介護保険施設等が適正な事業運営ができるよう個別に支援することを基本としており、原則として、指定（許可）の有効期間内に1回以上実施するようお願いします。なお、居宅サービスのうち居住系サービス、地域密着型サービスのうち居住系サービス又は施設系サービス、施設サービスについては3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいと考えています。

運営指導が適切に行われない場合、集団指導における介護保険施設等の制度理解に関する浸透度が確認できなくなるため、不正や事務誤り等の発見の遅れが生じる恐れがあります。また、このような問題が長く発見されない場合は、より一層問題が深刻化し、表面化したときには既に社会的な影響が増大している可能性があります。

各自治体におかれでは、指導指針及び運営指導マニュアルを参考とし、運営指導の標準化・効率化を進め、法令等への適合性について介護保険施設等による自己点検を励行した上で、より一層積極的な運営指導の実施をお願いします。特に指定（許可）の有効期間内に1回も運営指導を受けていない介護保険施設等に対しては、指定基準違反や介護報酬の不正請求、人格尊重義務違反等の未然防止を念頭に、サービスの質の確保及び利用者保護のため積極的に実施願います。

なお、指導指針に規定する運営指導の形態である「介護サービスの実施状況指導」については個別サービスの質に関する指導であることから実地により行うものとしていますが、「最低基準等運営体制指導」及び「報酬請求指導」については、介護保険施設等の事務負担増にならないよう十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用する等により別途実施することも可能であることから状況に応じ検討をお願いします。

運営指導は、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する周知の徹底を図ることにより、介護保険施設等自らが指定基準や介護報酬の基準を守り適正かつ質の高いサービスを提供することができるようにするため、介護保険法第23条又は第24条に基づく権限を行使した結果を基に行う行政指導であり、行政手続法（平成5年法律第88号）（以下「行政手続法」という。）第32条等にあるように、あくまで相手方の任意の協力の下に行われるもので、指導内容の強制はできないことに留意願います。

特に、指導監督担当者におかれでは、指導の実施にあたり指導指針に掲げている次の点について留意してください。

- ・高压的な言動は控えること
- ・改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう行うこと
- ・適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については積極的に評価する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行うこと
- ・運営指導は、基準等に基づき行い、担当職員の主觀に基づく指導（担当者の一方的な考えに基づく指導、根拠のない指導等）や、前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わないこと
- ・運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うこと
- ・運営指導における介護保険施設等の出席者は事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えないこと

なお、行政手続法第32条第2項の規定のとおり、相手方が行政指導に従わなかつたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないとされていることにも留意してください。

一方、著しく指定基準に違反している場合や介護報酬の不正請求、高齢者虐待や不適切な介護等の状況が認められた場合やその疑いがある場合には、直ちに介護保険法第76条等に基づく立入検査（監査）に変更し、事実関係の確認を行ってください。

（2）不正事案及び高齢者虐待等における厳正な対応

指導指針は、介護保険施設等が行うサービスの質の確保・向上を図ることを目的とし、介護サービスの取扱いや介護報酬等に関する事項について周知徹底するため、適切な行政指導により介護保険施設等に対して必要な支援を行うことの重要性について示しています。

一方、介護保険施設等監査指針（「介護保険施設等の指導監督について」令和4年3月31日老発0331第6号老健局長通知別添2）（以下「監査指針」という。）は、指定基準違反や介護報酬の不正請求、人格尊重義務違反等が疑われる場合に、介護保険法第76条等に基づく立入検査等の権限を行使し、行政機関自らが挙証資料等をもとに事実関係を確認する行為である「監査」の方法等について示しており、「指導」と「監査」は明確に区別しています。

特に監査は、その結果によっては、介護保険法に基づく勧告（行政指導）や指定取消処分等（行政手続法に規定する不利益処分）を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続きにより実施することが求められます。なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意願います。

各自治体においては、通報や苦情、運営指導等により、不正等が疑われる事案を把握した場合には、監査を実施してください。この監査で当該介護保険施設等の指定基準違反が認められた場合で、今後の改善が見込まれる場合は、行政上の措置として介護保険法第76条の2等に基づく勧告を行い、介護保険施設等の運営の改善を図ることとなります。（当該条文に基づく勧告ができる事案は限定されている事に留意してください。）

一方、介護保険法第77条等に規定する行政処分の事由である介護報酬の不正請求や人格尊重義務違反、不正な手段による指定、指定基準違反のうち改善が困難である状況

等が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の行政上の措置を行うよう、厳正な対応をお願いします。

毎年度、指定基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、指定取消等の行政処分が行われていますが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なわせるものであります。

とりわけ高齢者虐待は、利用者の尊厳を踏みにじる極めて重大な行為であることから、監査指針においては、高齢者虐待を介護保険法に基づく人格尊重義務違反として位置づけ、そのような状況が認められるかその疑いがある場合を監査を行う契機として明記しています。

また、介護報酬の不正請求が認められた場合は、行政上の措置（勧告を除く）の他、経済上の措置として介護保険法第22条第3項に基づき返還すべき金額を徴収金として確実に徴収するようお願いします。

なお、当該徴収金の時効は、起算日から2年を経過すると消滅し、徴収できなくなることから、速やかな対応が求められるため、介護保険施設等の指定（許可）権限を持つ自治体において、監査の実施にあたって関係する保険者との情報共有や、合同での監査を行う等、連携・協力し、当該行政処分の処分日までに返還すべき金額を算定し、当該徴収金にかかる手続きを始めるようお願いします。

監査の結果に基づき指定取消等の行政処分を行った際には、利用者保護の観点から、引き続きサービスの継続的利用が可能となるよう、必要に応じ関係自治体や居宅介護支援事業所等とも連携して、当該介護保険施設等に対して代替介護保険施設等の受け入れ先の確保を図るよう指導願います。

また、居宅介護支援事業所が給付管理を行っていた居宅サービス事業所等（地域密着型サービスを含む。以下同じ。）において不正があった場合、当該居宅介護支援事業所での不正の帮助が確認され、指定取消等の行政処分が行われる事案も見受けられます。

このため、各市町村等においては、不正があった居宅サービス事業所等の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所において、給付管理上の問題やサービス提供に係るマネジメント上の問題がなかったか、運営指導や必要に応じて監査を実施して確認いただくようお願いします。

なお、最近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので

参考にしてください。

(3) 監査マニュアル（仮称）について

介護保険施設等に対する監査については、上記（2）において、指定基準違反や介護報酬の不正請求、人格尊重義務違反等が疑われる場合に、介護保険法第76条等に基づく立入検査等の権限を行使し、的確な事実関係の把握及び適切な手続きにより実施することが求められることをお示ししています。

監査は指導と違い、行政機関自らが挙証資料等をもとに事実関係を確認する行為であり、その結果によっては、行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されますが、自治体によってはこれまで監査の実施や行政処分を実施した経験がなく、そのため、監査や行政処分を行う際の実施方法等が定まっていない状況が散見されます。

このため、令和3年度及び令和4年度老人保健健康増進等事業「指定介護サービス介護保険施設等に対する「監査マニュアル（仮称）」の策定に関する調査研究」（株式会社浜銀総合研究所）を行い、監査マニュアル（仮称）案の策定に向け、調査研究結果のとりまとめを行っているところです。

なお、当研究事業の調査研究報告書が令和5年3月末までに提出される予定であることから、当該報告書を参考に、監査における留意点などをまとめ、監査マニュアル（仮称）として通知を発出する予定です。

(4) 指導監督の実施における留意点について

① 関係自治体等との連携

地域密着型サービスについては複数の市町村が指定している場合があるほか、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されて以降、サービス提供を行う事業所と給付管理を行う居宅介護支援事業所の指定権者が異なる場合が出てくるなど、複数の自治体が合同で運営指導や監査を行って不正事案等に対応することが、これまで以上に求められます。

また、高齢者虐待に関する対応については、高齢者虐待防止法（平成17年法律第124号）の所管自治体と介護保険法に基づく監査（立入検査等）権限を持つ自治体が異なる場合や、両方の業務を所管する自治体内でもそれぞれ担当部署が異なる場合があ

ります。

介護保険法においては、指定取消等の行政処分の事由に人格尊重義務違反が規定されていることから、高齢者虐待が認められる場合やその恐れがある場合には、いずれの体制であっても関係者間で連携・協働し、介護保険法に基づく監査（立入検査等）を行い高齢者虐待に関する事実関係を確認してください。

他方、介護保険施設等で不正等が判明した場合には、同一の介護サービス事業者が運営する他の介護保険施設等や介護サービス以外の保健福祉サービスにおいて不正等が疑われることもあります。

このため、必要に応じて関係自治体や医療、障害福祉、生活保護等の関係部局と運営指導や監査の実施結果等について情報共有を図るなど、十分な連携を図っていただきますようお願いします。

② 都道府県の役割

都道府県は、介護保険法第197条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う介護保険施設等に係る指定及び指導監督等の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる旨規定していることから、上記①における連携において都道府県は積極的にその役割を果たすことが期待されています。

については、「市町村における地域密着型サービス介護保険施設等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」（平成27年3月10付け老発0310第2号厚生労働省老健局長通知（最終改正令和4年3月31日老発第0331第9号）別添「市町村指導実施指針」（以下「市町村指針」という。）により市町村に対する指導方法等をお示ししているので、これを参考とし、適宜、市町村に対する助言等をお願いします。

なお、令和3年度における本通知に基づく都道府県が実施した市町村に対する集団指導は17都道府県、個別の市町村に対する事務指導（実地指導）は14都道府県、介護保険施設等に対する合同指導は10都道府県の実施となっており、新型コロナウィルス感染症への対応や人員不足等を理由にその実施は極めて低調です。

特に、自治体規模が小規模である等が要因となり、介護保険施設等に対する集団指導や運営指導を円滑に実施しにくい場合、もしくは自治体規模にかかわらずこれまで

介護保険施設等に対する集団指導や運営指導を全く実施していないか実施が低調である市町村に対しては、当該都道府県内の指導監督業務の平準化の観点から、適切に集団指導や事務指導、合同指導を行うよう積極的な関わりをお願いします。

なお、上記の観点から、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所に関する指導監督業務にかかる一般市町村からの照会や相談等については、まずは都道府県においてご対応いただき、不明な点がありましたら当該都道府県より当室へ照会いただきますようお願いします。

③ 非常災害対策及び感染症対策について

非常災害への対応については、介護保険施設等の利用者には自力での避難が困難な方も含まれている場合があることから、集団指導等において、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について徹底するようお願いします。また、運営指導において、介護保険施設等が所在する地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練が行われているか確認し、必要に応じた助言等をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含めた感染症対策については、その予防やまん延防止策について、保健所等の衛生部局との連携を図り、集団指導等において、必要な情報等を提供するとともに、必要に応じた助言等をお願いします。

④ その他

介護保険法においては、介護サービス事業者は要介護者及び要支援者の人格を尊重しなければならないとされていることから、介護サービスを必要とする方が適切なサービスを確実に受けることができるよう、高齢者虐待はもとより、「L G B T」（※）といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、介護保険法及び指定基準等の規定を踏まえ、介護保険施設等において、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供が行われるよう、運営指導等において指導の徹底をお願いします。

※ L G B T…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

（5）サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等における適正なサービス提供について

サービス付き高齢者向け集合住宅や住宅型有料老人ホーム等といった高齢者向け住まい（以下「高齢者向け住まい等」という。）は、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、併設する介護サービス事業所の一部には過剰なサービスを提供する等様々な課題も指摘されています。

さらに、令和3年度介護報酬改定作業における社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告において、高齢者向け住まい等における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとされました。

これを踏まえて、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日付け老指発0318第1号、老高発0318第1号、老認発0318第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）が発出され、

- ①高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証
- ②区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証

をお願いするとともに、高齢者向け住まい等に併設する事業所に対する実地指導を併せて実施する場合には、指導体制整備を支援する「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」（予算補助事業）が活用できる旨の周知を行ったところです。

これらの介護サービス事業所に対する重点的な指導が推進されるよう、「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を令和5年度予算（案）においても引き続き計上しています。各自治体の指導監督体制の効果的な指導の観点からも、本事業の積極的な活用について検討をお願いします。

〔事業概要〕

- ・高齢者向け住まい等（以下「集合住宅」という。）の入居者に介護サービスを提供している事業所に対して重点的に実地での指導を行う場合に、介護支援専門員等の雇上経費及び旅費等に要する経費を補助
- ・事業の一部を指定都道府県事務受託法人（介護保険法第24条の3第1項第1号又は指定市町村事務受託法人（同法第24条の2第1項第1号）へ委託することは可

能)

- ・補助基準額は、1自治体あたり次の表のとおり実地での指導を行う集合住宅関連事業所数ごとの上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

1 集合住宅数	2 集合住宅関連事業所数	3 補助額上限
5箇所以上	5以上19事業所以下	2,500千円
	20以上29事業所以下	4,500千円
	30事業所以上	6,000千円

(6) 指導監督等担当職員等研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されているほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求められているため、従来から自治体の指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るために集合研修を開催してきたところです。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の観点から、Web上の動画配信により実施してきたところですが、過去3年間の実施状況から「多くの自治体が毎年受講できること」や「担当職員が日常業務を継続しながら受講が可能であること」等、受講者側にメリットがあることから、令和5年度においても同様の実施方法を継続することとします。

また、令和4年度の研修は、Web上の動画配信による実施以外に、他の自治体の職員との意見交換等を希望する意見を踏まえ、オンライン会議システムを活用した演習研修を実施しました。

厚生労働省としても、各自治体の指導監督担当者がどのような考え方で指導監督を実践しているかを聞ける良い機会と考えており、各自治体におかれても当該研修の意義を御理解のうえ、担当職員の研修受講が可能となるよう、業務の一環として必要な時間や環境（場所・機材等）の確保について、ご配慮願います。

2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に義務づけています。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守責任者及び各介護保険施設等の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要です。

各自治体においては、業務管理体制の整備を義務づけた趣旨を改めて確認いただき、事業者に対する適切な助言等をお願いします。

（1）業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、事業者が遅滞なく行うこととしています。

しかしながら、業務管理体制の届出先であり、かつ監督権限がある都道府県及び市町村（以下「監督権者」という。）で、介護保険事業に新たに参入した事業者からの届出がないにもかかわらず、届出を行うよう指導していない状況が一部の監督権者において見受けられます。

監督権者においては、介護保険施設等の指定権者である各自治体と連携し、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、運営指導といった事業者と接する機会を捉えて、業務管理体制の整備に関する制度周知や届出が未届けとなっている事業者に届出書の提出を指導するなど、事業者からの届出に遺漏のないよう対応をお願いします。なお、業務管理体制の整備に関する届出が行われていないことは法令違反であることを認識のうえ、指導願います。

また、届出を受けた監督権限のある事業者数と業務管理体制データ管理システム（以下「管理システム」という。）での事業者数に相違がある自治体が見受けられることから、新規の事業参入時の登録及び変更事項については、その都度、遅滞なく入力を行い、相違が生じないよう確認をお願いします。

併せて、指定事業所データについては、各都道府県で指定事業所のデータを管理している事業所台帳システムから介護保険事業者・介護支援専門員管理システム（以下「ケアマネシステム」という。）を通じて管理システムへ取り込みを行い、事業者の届出と指定事業所を関連付けることにより、適切な運用がされることとなっています。管理システムへのデータ取り込みを当室において毎月行っているため、各都道府県におかれでは、各自治体における事業所の指定の事務担当者と連携のうえ、毎月、ケアマネシステムへのデータ取り込みを行うための作業を適切に行っていただくようお願いします。

なお、事業者から監督権者への業務管理体制の整備に関する届出手続については、令和4年度中に電子申請システムを構築し、令和5年4月中には今までの紙による届出から原則、電子申請による届出に切り替える予定ですので、ご承知おき願います。

（2）業務管理体制に関する確認検査について

① 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模や組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行うものです。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点に対する事業者の認識を確認し、自主的な改善に向けて助言を行うためには、対面で行う検査が好ましいですが、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面によることも差し支えなく、介護保険施設等の指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて行うことも可能としています。

なお、書面検査にあたっては、届出事項に関するチェック形式にとどまることなく、事業者自らがプロセス・チェックを行い、業務管理態勢が円滑に機能しているか検証出来るような設問となるよう工夫してください。

また、小規模事業者に対する一般検査については、介護保険施設等に対する運営指導の実施に併せて実施する等の効率的な実施方法により計画的に実施願います。

各自治体においては、一般検査を実施した事業者に対して必要な改善を促すとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となるよう

な情報を提供する等の取組みを積極的に検討願います。

なお、一般検査を書面検査により行った結果、業務管理体制の整備状況に問題がある場合や、業務管理体制に変更があったにもかかわらず必要な届出を行っていない事業者に対しては、改めて実地による検査を行うなどの対応を検討願います。

② 特別検査

介護保険施設等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該介護保険施設等を運営する事業者に対して特別検査を行うこととしています。実施にあたっては、指定等にかかる連座制の適用を判断するための役員等の不正行為への組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然防止できなかった業務管理体制上の問題点を確認し、当該問題点がいずれの要素の欠如又は徹底不十分に起因して発生したものであるかについて検証を行ってください。

また、特別検査の結果、役員等の組織的関与が認められた場合には、この連座制の適用によって、介護保険法に規定する同一サービス類型内の新規指定及び既存の他の介護保険施設等の指定更新が行われないため、連座制の適用を受けた介護保険施設等の利用者は別の事業者が運営する介護保険施設等に移らなければならないといった不利益が生じることになります。こうした事案が生じないよう、様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導を徹底されるようお願いします。

なお、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、指定の効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等についても、事業者自らが業務管理体制の問題点を認識し、改善を図り、法令等の遵守に取り組み不正行為の再発防止に努めるよう意識付けることが重要であることから、積極的に検査を実施し、必要に応じて改善勧告等の行政指導について検討願います。

(3) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携

広域的に事業展開する事業者の場合、介護保険施設等の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なるため、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配意願います。

また、指定等取消処分相当事案をはじめ、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等、特別検査を行う必要性が生じた事案が発生した場合には、監督権者において、速やかに適切な権限行使を行うことが必要であることから、介護保険法第115条の33第3項及び「介護保険法第115条の33第3項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請及び同法第197条第2項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について（依頼）」（令和3年2月22日付け老指発第0222第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、指定権者から監督権者に対して特別検査実施の要請及び情報提供を行い、監督権者において特別検査を行った場合については、その結果について要請元へ通知するとともに、併せて当室あて情報提供していただくようお願いします。

なお、指定権者自らが監督権者である場合で特別検査を実施した場合にも、当室通知に基づき、引き続き情報提供していただくようお願いします。

3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 介護保険施設等に対する処分を行う場合の情報提供等

介護保険施設等の指定取消等の処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分に関する報告等について」（平成28年3月30日付け老指発0330第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、聴聞や弁明の機会の付与の手続を行う前の段階で当室へ必ず情報提供していただくよう引き続きお願いします。なお、当該情報提供が、聴聞等の後に報告される事案も見受けられることから、報告時期に留意願います。また、行政処分が確定した後についても当室へ情報提供していただくようお願いします。

また、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する「第1号事業」に限る。以下同じ。）を実施する事業所に対する処分については、都道府県を経由し、当室へ情報提供していただくこととしているので、都道府県におかれでは、その旨を管内市町村に周知していただくとともに、当室への情報提供に当たっては当該行政処分事案について内容の確認をお願いします。

さらに、地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所に対して、監査を実施する場合は、同一の事業所を複数の市町村が指定している場合があるので、相互に連携し同時に当該事業所に立入等を行うなど、その対応に留意願います。

(2) 自治体における指導監督体制の整備

運営指導を一度も実施したことがない一般市町村があることや自治体の指導監督体制に比して所管する介護保険施設等の数が多い等の事情のため、介護保険施設等に対する十分な指導が行われていないところも見受けられます。各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や、介護保険制度を熟知した担当者の配置はもとより、都道府県や近隣自治体と共に同様の指導や指定都道府県事務受託法人（介護保険法第24条の3第1項第1号）又は指定市町村事務受託法人（同法第24条の2第1項第1号）を活用した指導の検討など、

実施体制の整備について引き続き対応をお願いします。

(3) その他

令和5年度においても、都道府県、指定都市、中核市のほか、一部の一般市町村に対する事務指導及び介護保険施設等に対する合同指導等を実施する予定としていますので、ご承知おき願います。

なお、令和4年度の自治体における指導監督の実施状況及び返還金の状況については、別途報告を依頼することとしていますので、引き続きご協力願います。

(参考資料)

介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

指導及び指定取消処分等の状況

1 指導の状況

(1) 集団指導の状況【図1－1、1－2】

令和3年度の実施自治体数は792で、全国の自治体数1,618に対する実施率は約48.9%となっている。昨年度よりも、実施自治体数が増加し実施率も上昇したが、未だ約半数の自治体が実施していない状況となっている。

都道府県別、指定都市・中核市別、一般市区町村別にみると、約98%、約99%、約45%となっており、一般市区町村の実施率が低調傾向にある。

(2) 実地指導の状況【図2、(1) 第1表】(※1)

実施事業所数は23,714で、昨年度よりも増加した。

※1 令和4年度以降は運営指導

2 監査及び指定取消等行政処分の状況

(1) 監査の実施状況【図3、(1) 第2表～第4表】

実施件数は750件で、昨年度よりも減少した。令和3年度の監査結果をみると行政指導に基づく改善報告が286件と最も多く、次いで改善勧告が206件となっている。

(2) サービス種別ごとの状況【図4】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所が21件と最も多く、指定認知症対応型共同生活介護事業所が19件、指定地域密着型通所介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所がそれぞれ8件、指定通所介護事業所が7件等となっている。

なお、各サービスに介護予防サービスがある場合にはそれを含めた件数となっている。

(3) 指定取消等行政処分の状況【図5、(1) 第2表、第4表、第9表、(2) 第1表、第2表】

指定取消等の行政処分は合計105件で、内訳は指定取消56件、一部効力停止32件、全部効力停止17件となっている。

一部停止の効力停止期間は最も多いのが4～6月で18件、全部停止の効力停止期間は最も多いのが1～3月で8件となっている。

なお、直近5年間の指定取消・効力の停止処分の件数については、平成28年度244件、平成29年度257件、平成30年度153件、令和元年度153件、令和2年度109件となっている。

(4) 処分事由の状況【図6～図9、(1) 第7表、第8表】

指定取消の事由としては、多い順に、不正請求、虚偽申請、法令違反、人員基準違反となっている。

指定の効力停止の事由としては、多い順に、不正請求、法令違反、人格尊重義務違反、運営基準違反となっている。

指定取消及び効力停止ともに不正請求が主たる事由となっている。

なお、1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

(5) 法人種別ごとの状況【(1) 第5表、第6表】

指定取消等の行政処分は営利法人が78と最も多く、次いで社会福祉法人20とこの2種別が大半を占めている。

ただし、法人種別ごとの事業所数に違いがあることに留意する必要がある。

3 業務管理体制の整備に関する状況【図10、(3) 第1表～第5表】

業務管理体制の確認のための検査については、一般検査は6,755件、特別検査は41件実施している。昨年度よりも一般検査の実施数は減少したが、特別検査は増加した。

一般検査の方法としては書面検査によるものが5,530(約82%)、実地検査によるものが1,225(約18%)となっている。

指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する特別検査の結果をみると、改善勧告が16件となっている。

4 老人福祉法に係る指導監査の状況【図11、(4) 第1表】

老人福祉法第18条に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対して実施した指導監査数について、一般監査は3,931、特別監査は18となっている。所管施設数に対する一般監査の実施率は約34.2%となっている。

一般監査の結果、改善報告を求めた施設数は781(約19.9%)となっている。

特別監査の結果、改善報告を求めた施設数は11(約61.1%)であったが、改善命令、事業停止命令、事業廃止命令及び認可取消はいずれも該当が無かつた。

なお、当該報告は令和2年度から報告を求めたものである。

5 介護給付費の返還状況【(2) 第3表】

返還額の状況について、指定取消等に伴い施設や事業所に対して令和3年度に返還を求めた額は約3億2千万円であった。返還額には、令和2年度以前

に監査を実施し、令和3年度中に確定した金額が含まれている。

6 都道府県の市町村に対する指導状況【(5) 第1表】

各都道府県が管内の各市町村（指定都市、中核市を除く）に対して実施する指導の状況について、集団指導は17都道府県が621自治体に対して、実地指導（※2）は14都道府県が120自治体に対して実施していた。都道府県と市町村とがサービス事業所に対して合同で実施する合同指導は10都道府県が38自治体と実施していた。指導の延べ回数は集団指導22、実地指導117、合同指導50となっている。

全ての形態の指導を実施している都道府県がある一方で、いずれの形態の指導も実施していない都道府県も19あった。

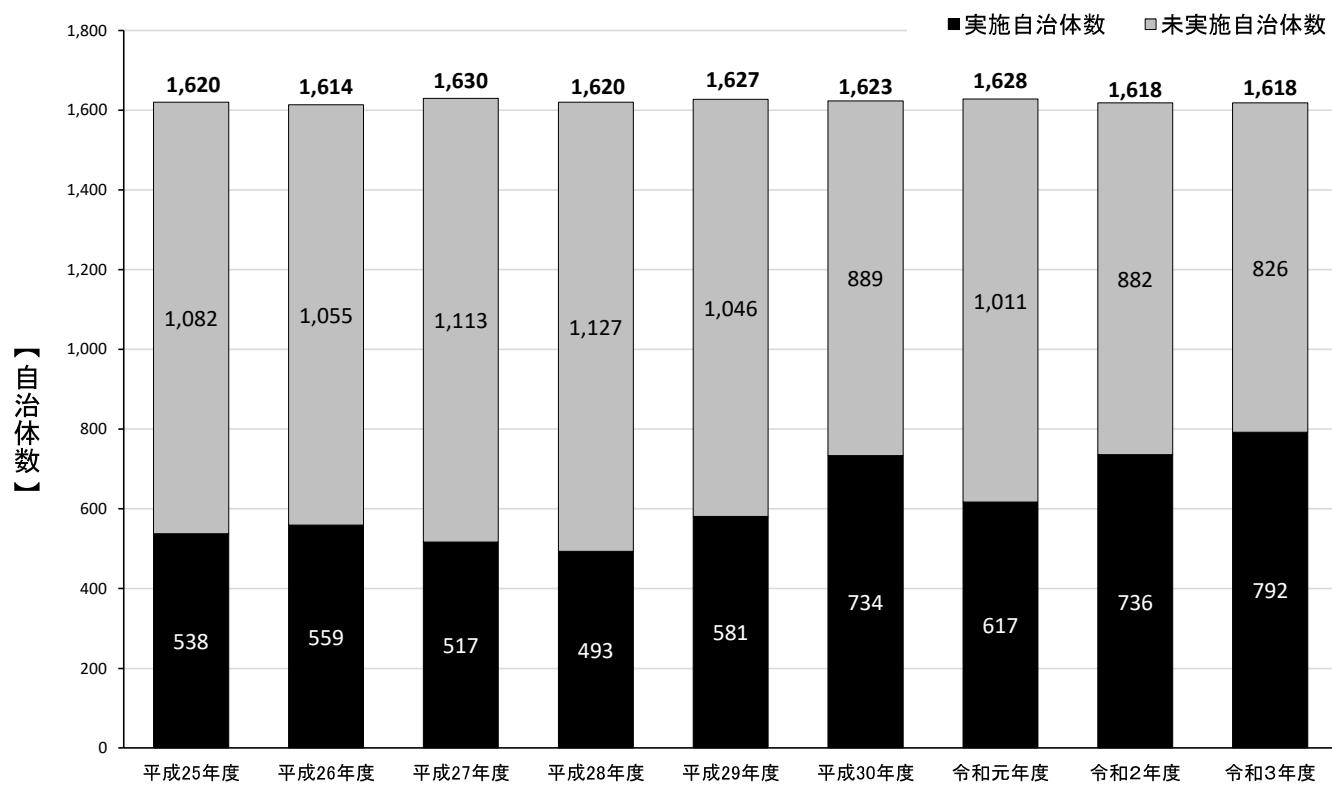
実施していない場合の理由としては、いずれの指導形態についても、新型コロナウィルス感染症対応のため及び該当年度は計画が無かったためが半数以上を占めていた。

なお、当該報告は今年度より新たに求めたものである。

※2 令和4年度以降は「事務指導」

1-1. 集団指導実施自治体数の年次推移 (平成25年度～令和3年度)

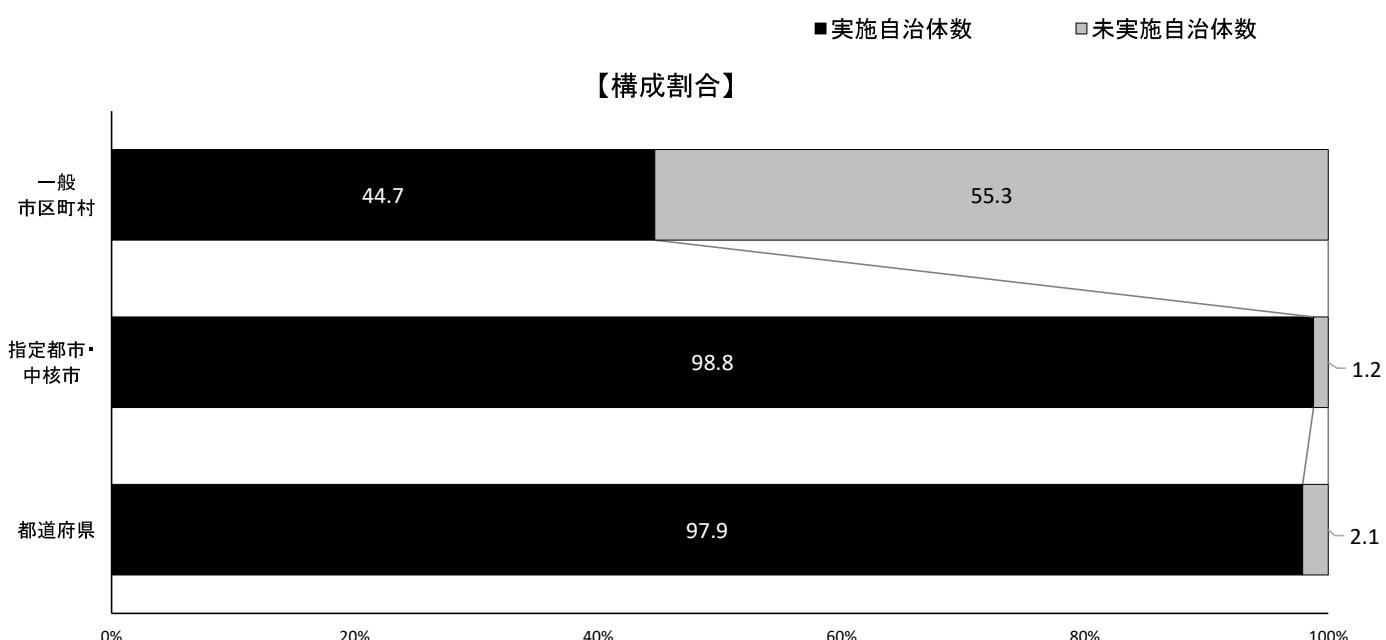
(図1-1)



注：自治体数は都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村及び広域連合を含めた数である。

1-2. 都道府県、指定都市・中核市、市区町村別にみた 集団指導実施状況(令和3年度)

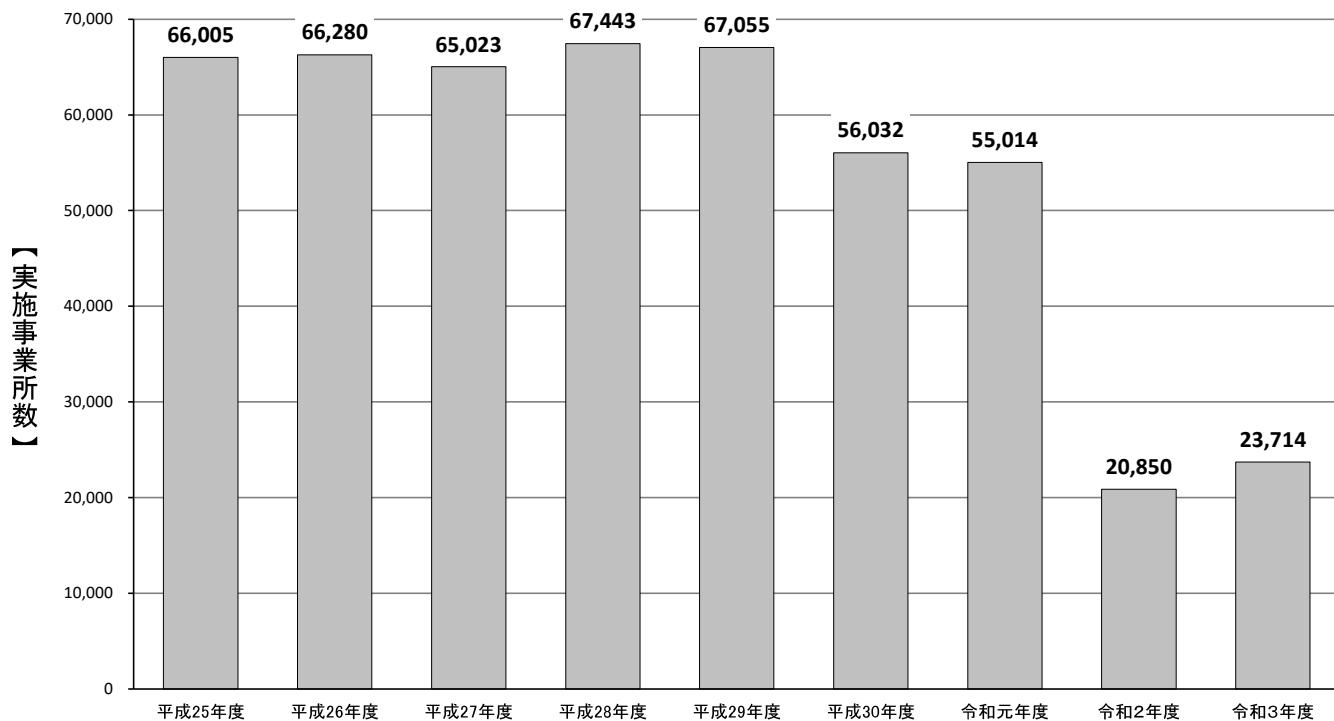
(図1-2)



注：一般市区町村、指定都市・中核市、都道府県それぞれの自治体数(広域連合を含む)を100としたときの割合である。

2. 実地指導の実施事業所数の年次推移 (平成25年度～令和3年度)

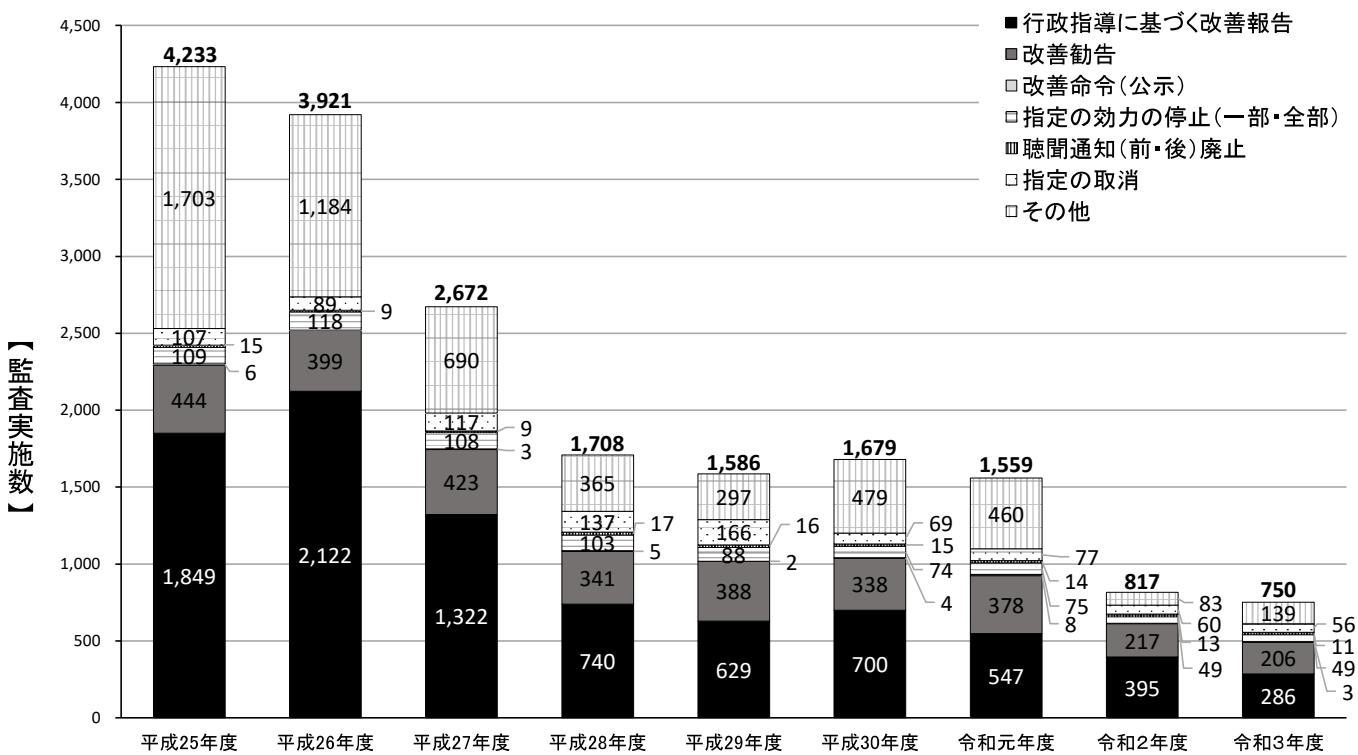
(図2)



注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

3. 監査実施事業所数・監査結果の年次推移 (平成25年度～令和3年度)

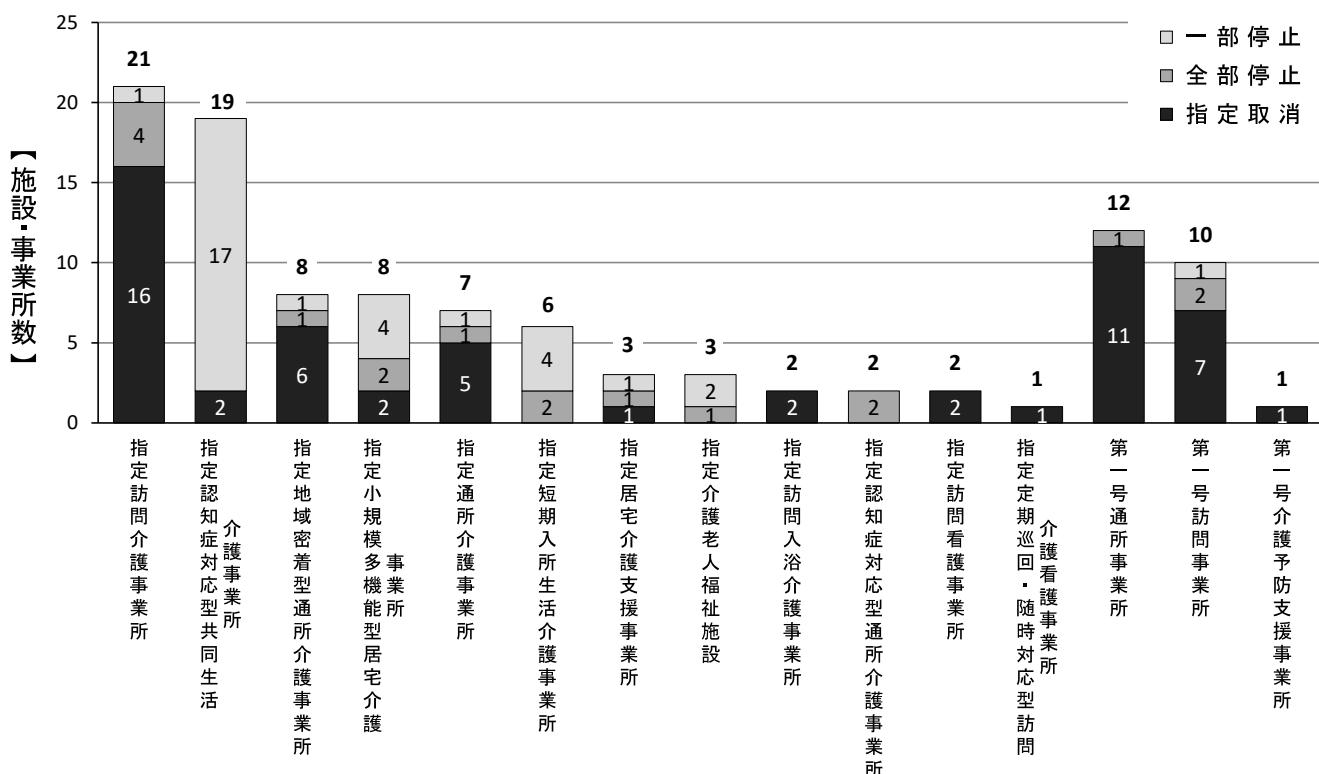
(図3)



注：1) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

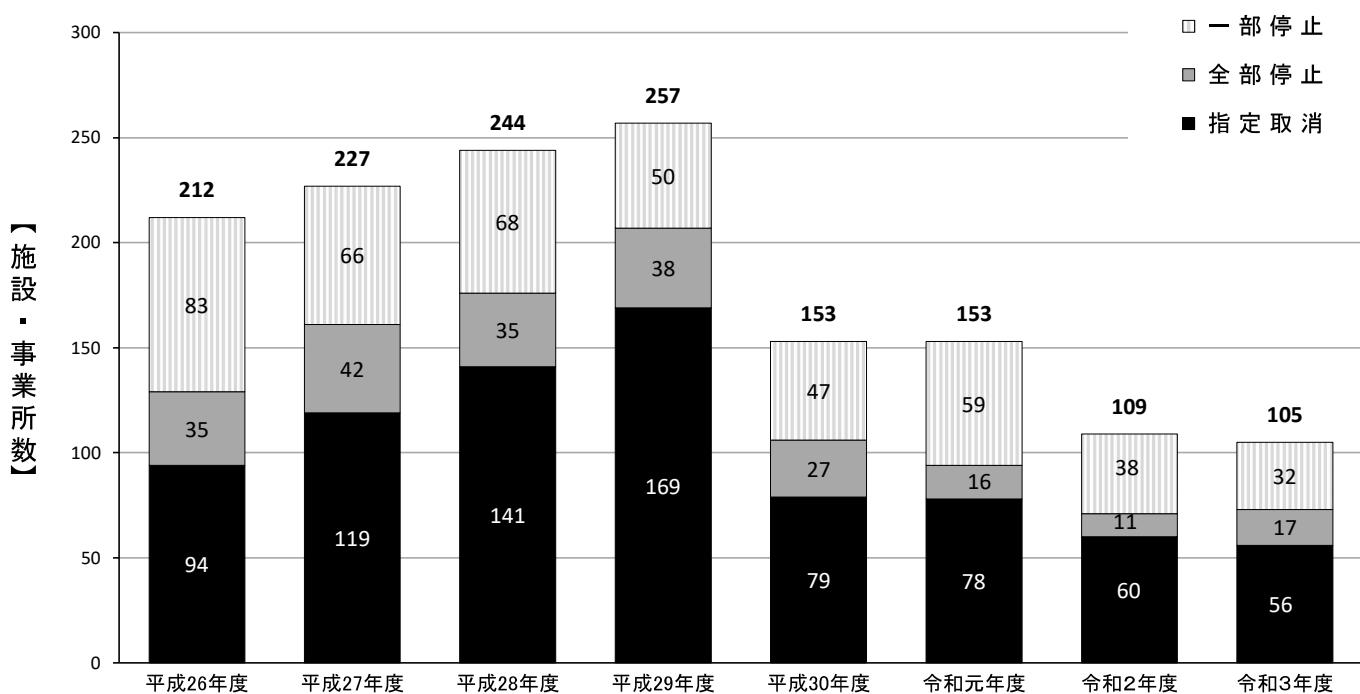
2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

4. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【サービス別】(令和3年度) (図4)



注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

5. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【年度別】(平成26年度～令和3年度) (図5)

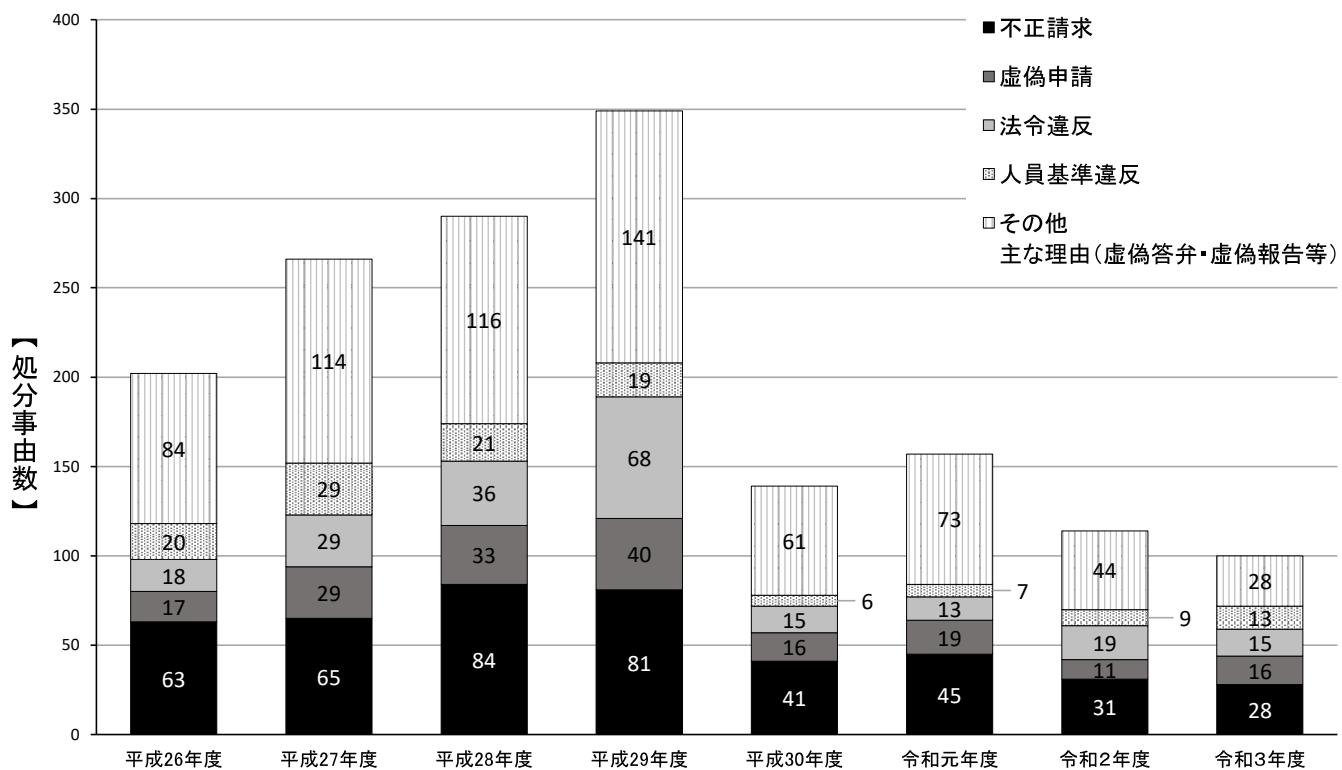


注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和3年度)

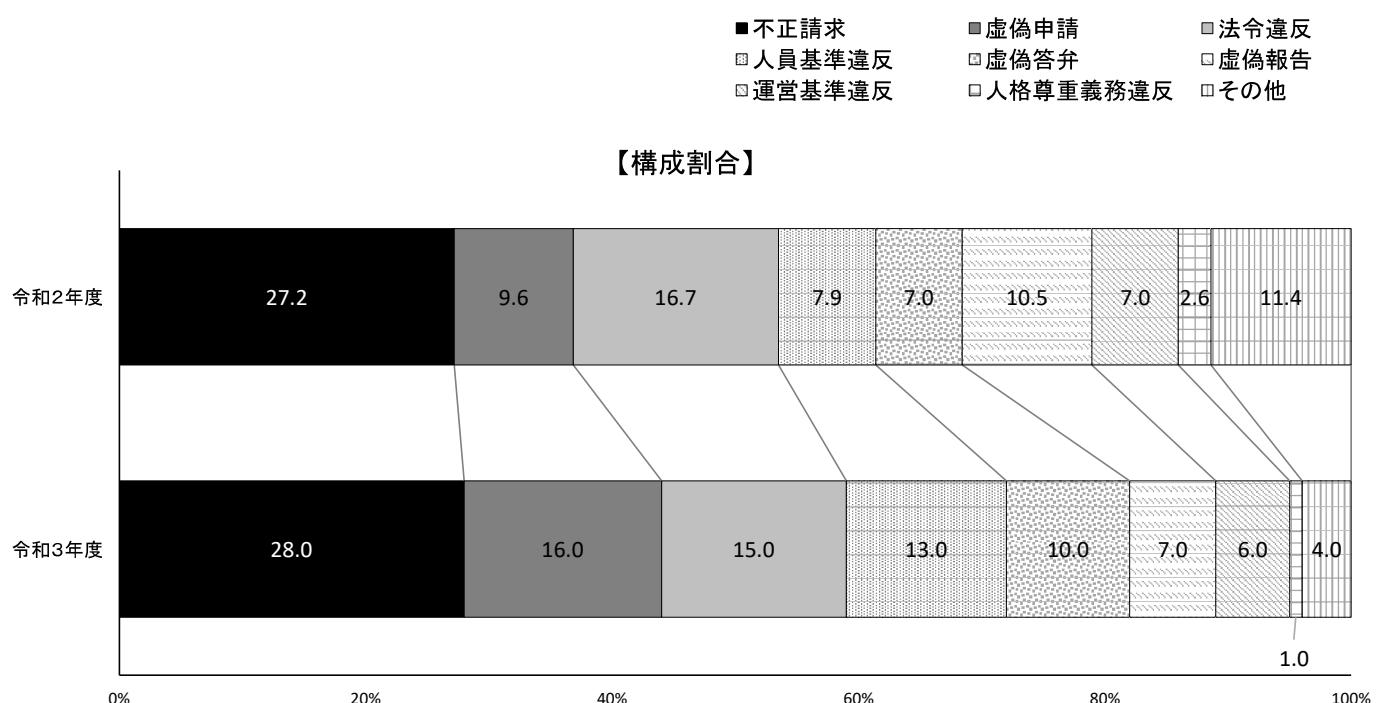
(図6)



注：1) 処分事由は令和3年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

7. 指定取消における処分事由【構成割合の比較】 (令和2年度・令和3年度)

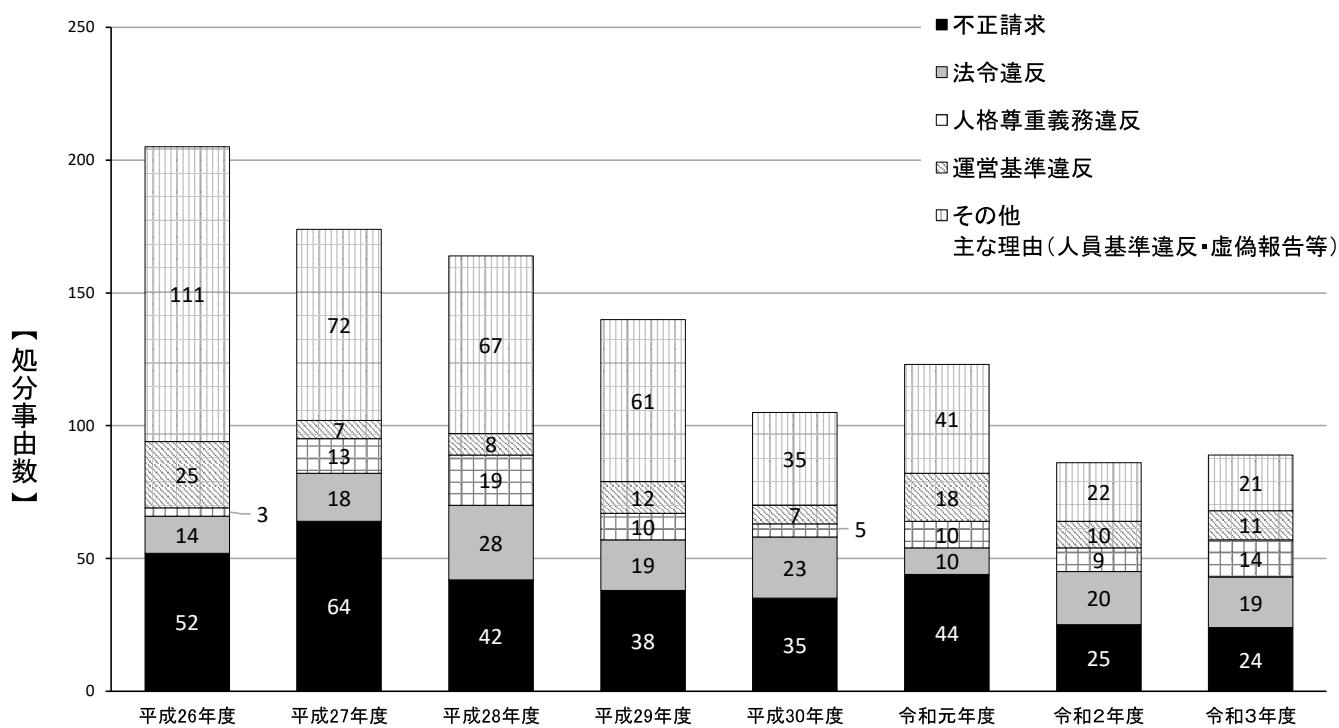
(図7)



注：1) 指定取消における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上している。

8. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和3年度)

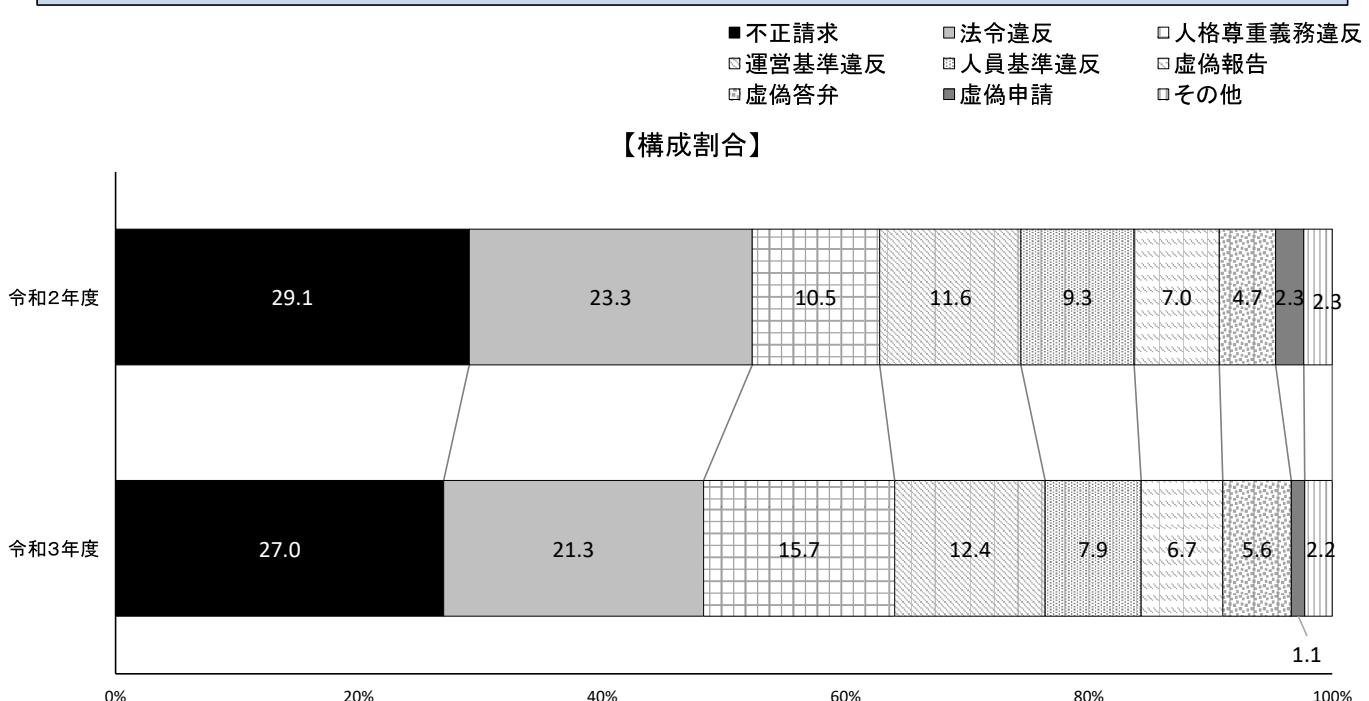
(図8)



- 注：1) 処分事由は令和3年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。
 5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

9. 指定の効力の停止における処分事由【構成割合の比較】 (令和2年度・令和3年度)

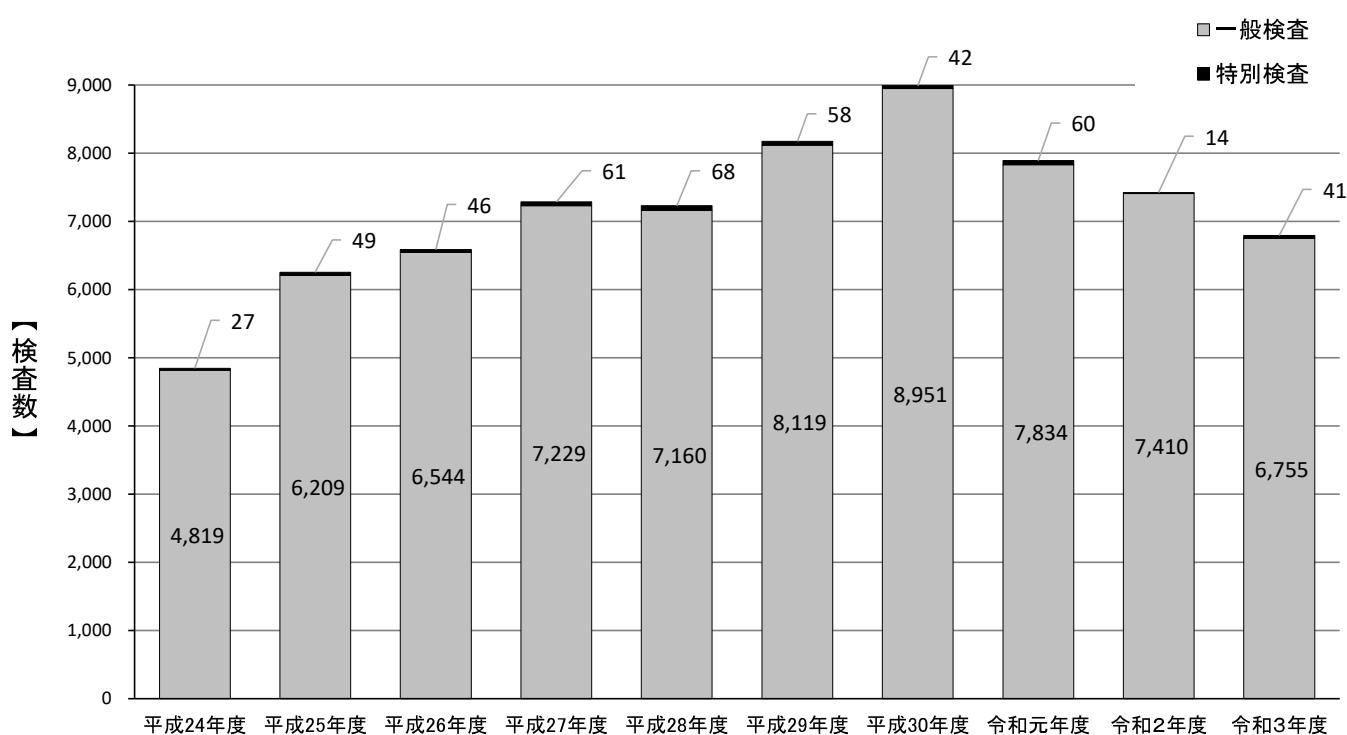
(図9)



- 注：1) 指定の効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上している。
 4) 指定の効力の停止は、一部と全部を合算したものである。

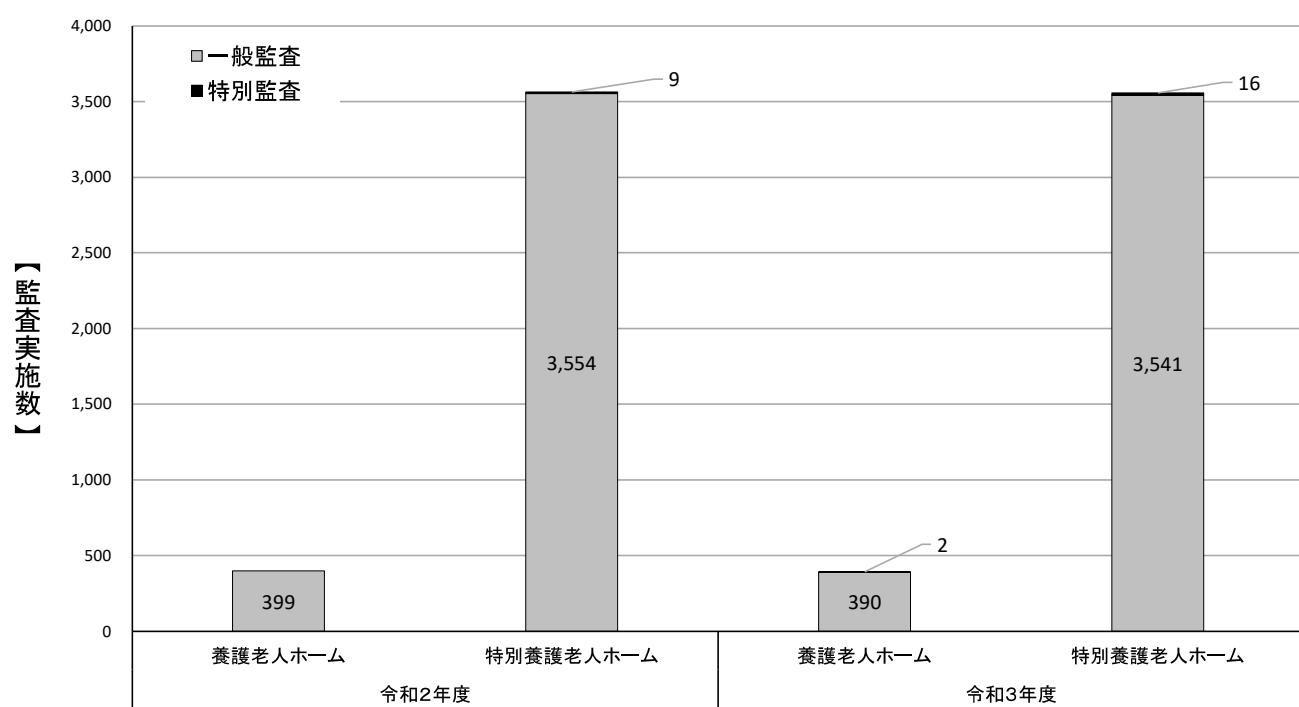
10. 業務管理体制の整備に関する一般検査・特別検査数の年次推移(平成24年度～令和3年度)

(図10)



11. 老人福祉施設に対する指導監査件数 (令和2年度～令和3年度)

(図11)



(1)令和3年度の指導・監査・指定取消等の状況

第1表 令和3年度介護サービスの種類別にみた実地指導の実施件数

第2表 令和3年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

第3表 令和3年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

第4表 令和3年度都道府県(一般市町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

第5表 令和3年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第6表 令和3年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

第7表 令和3年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第8表 令和3年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

第9表 令和3年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第1表 令和3年度介護サービスの種類別にみた実地指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (R3.4.1時点)	実施事業所数			
			うち無通告によるもの	うち改善報告を求めた事業所数	うち過誤調整を指示した事業所数	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	36,467	2,549	21	1,235	215
	指定訪問入浴介護事業所	1,751	113	-	31	2
	指定訪問看護事業所	13,037	802	3	377	72
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1,604	74	1	28	1
	指定居宅療養管理指導事業所	1,148	31	-	7	3
	指定通所介護事業所	25,001	1,780	7	897	137
	指定通所リハビリテーション事業所	1,885	111	-	44	7
	指定短期入所生活介護事業所	11,781	1,131	3	478	36
	指定短期入所療養介護事業所	1,346	127	-	58	1
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5,708	476	6	243	56
	指定福祉用具貸与事業所	7,869	494	1	223	5
	指定特定福祉用具販売事業所	7,860	482	1	198	2
施設指定介護保険サービス	指定介護老人福祉施設	8,319	1,075	11	442	58
	介護老人保健施設	4,262	412	3	194	28
	指定介護療養型医療施設	507	11	-	9	1
	介護医療院	580	68	-	41	9
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,617	106	-	23	1
	指定介護予防訪問看護事業所	13,149	771	3	328	53
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,511	71	-	23	2
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1,258	16	-	4	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1,832	91	-	18	2
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11,209	880	3	389	26
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,163	119	-	53	1
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5,140	448	5	211	29
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,801	478	1	192	2
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	7,927	468	7	167	1
	指定居宅介護支援事業所	40,342	3,748	41	1,771	587
	指定介護予防支援事業所	5,263	324	2	98	7
指定地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	1,251	108	-	60	2
	指定夜間対応型訪問介護事業所	235	18	-	7	1
	指定認知症対応型通所介護事業所	4,068	300	-	128	14
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,826	588	11	303	39
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	14,900	1,485	21	771	102
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	387	36	-	17	1
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,503	322	3	168	26
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	844	100	2	62	24
	指定地域密着型通所介護事業所	21,991	1,732	20	979	169
着サ型指定介護地域予防密防	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,697	226	-	83	10
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5,239	423	5	190	17
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	13,928	1,120	14	536	54
合計		302,206	23,714	195	11,086	1,803

注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	168,064	11,618	6.9
介護保険施設サービス	13,668	1,566	11.5
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	45,605	4,072	8.9
指定地域密着型サービス(予防含む)	74,869	6,458	8.6
合計	302,206	23,714	7.8

第2表 令和3年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ^{注)} 事業所数	監査結果の状況(件数)					
			行政指導に基づく改善報告	改善勧告	改善命令	指定の効力の一部停止	指定の効力の全部停止	指定取消
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	95	33	17	-	1	4	16
	指定訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	1
	指定訪問看護事業所	20	5	7	-	-	-	1
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	30	6	7	1	1	1	5
	指定通所リハビリテーション事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	47	20	14	-	2	1	-
	指定短期入所療養介護事業所	10	6	1	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	21	10	9	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	7	-	1	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	3	-	1	-	-	-	-
施設介護保険サービス	指定介護老人福祉施設	67	36	29	-	2	1	-
	介護老人保健施設	21	14	8	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	1	1	-	-	-	-	-
	介護医療院	1	1	1	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防訪問看護事業所	16	5	4	-	-	-	1
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	40	16	14	-	2	1	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	8	6	1	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	17	6	7	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	4	-	2	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	3	-	1	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	54	25	14	1	1	1	1
	指定介護予防支援事業所	1	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	5	1	1	-	-	-	1
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	5	2	1	-	-	1	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	14	4	6	-	2	1	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	56	23	17	-	9	-	1
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設	10	4	1	1	-	-	-
	入所者生活介護事業所	1	-	2	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	60	20	10	-	1	1	6
	指定地域密着型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定介護地域密着型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	5	1	2	-	-	1	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	9	-	5	-	2	1	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	31	11	9	-	8	-	1
総合事業支援・日常生活介護合規事業	第1号訪問事業所	39	13	6	-	1	2	7
	第1号通所事業所	41	11	8	-	-	1	11
	第1号生活支援事業所	1	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	1
合 計		750	286	206	3	32	17	56

注：立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求める指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

第3表 令和3年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	17	16	1	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	7	6	-	1	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	7	5	-	1	1	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	14	1	-	-	13	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	9	9	-	-	-	-	-
指定サ介入護保険施設	指定介護老人福祉施設	29	-	-	-	28	1	-
	介護老人保健施設	8	-	-	6	2	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	1	-	-	1	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	4	4	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	14	1	-	-	13	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	7	7	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	14	11	-	1	1	-	1
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	6	3	2	-	1	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	17	15	1	-	1	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	-	-	1
指定介護予防密着型サービス	指定地域密着型通所介護事業所	10	10	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5	2	2	-	1	-	-
日常介護予防事業支援・合併事業支	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	9	7	1	-	1	-	-
	第1号訪問事業所	6	5	-	-	-	-	1
	第1号通所事業所	8	6	-	1	1	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	合計	206	117	8	13	64	1	3

第4表 令和3年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和3年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
北海道	32	15	12	1	1	-	-	-	-
青森県	2	2	5	-	-	-	-	-	-
岩手県	6	3	1	-	-	-	-	-	-
宮城県	8	2	4	-	-	-	-	-	-
秋田県	1	1	-	-	-	-	-	-	-
山形県	17	4	4	-	-	-	-	-	2
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	3	1	1	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	3	2	1	-	-	-	-	-	-
埼玉県	7	1	-	-	2	-	-	-	2
千葉県	22	5	18	-	-	-	-	-	-
東京都	10	4	2	-	2	-	-	-	-
神奈川県	17	4	3	-	-	1	-	-	-
新潟県	8	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県	1	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	4	-	1	-	-	-	-	-	-
福井県	1	1	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	2	1	2	-	-	-	-	-	1
長野県	1	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	10	7	-	-	2	-	-	-	-
静岡県	13	3	12	-	2	-	-	-	-
愛知県 ⁴⁾	10	1	3	-	-	-	-	-	-
三重県	4	1	-	-	-	-	-	-	1
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	1	-	1	-	-	-	-	-	-
大阪府	7	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	32	10	-	-	-	-	-	-	-
奈良県	11	9	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	1	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	1	1	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	20	5	4	-	-	-	-	-	10
広島県	4	-	-	-	-	-	1	-	-
山口県	5	1	2	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	6	2	3	-	3	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	7	2	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	3	-	2	-	-	-	-	-	-
佐賀県	8	4	6	-	2	-	-	-	-
長崎県	1	-	1	-	-	-	-	-	-
熊本県	8	3	3	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	18	15	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	8	6	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	3	-	3	-	-	-	-	-	-
都道府県計	326	116	94	1	14	1	1	-	16
(別 掲)	札幌市	21	2	10	-	2	1	-	10
	仙台市	18	2	16	-	-	-	-	-
	さいたま市	1	2	3	-	-	-	-	-
	千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
	横浜市	4	-	4	-	-	-	-	-
	川崎市	17	-	12	-	2	-	-	-
	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
	新潟市	2	-	-	-	-	-	-	1
	静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市	2	-	-	-	-	-	-	-
	名古屋市	61	43	2	-	2	-	-	2
	京都市	17	8	-	-	-	-	-	-
	大阪市	12	21	3	-	2	-	-	2
	堺市	-	-	-	-	-	2	-	-
	神戸市	50	35	6	1	1	3	-	1
	岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	広島市	4	-	-	-	-	-	-	-
	北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
	福岡市	54	-	8	-	-	-	6	-
	熊本市	3	2	1	-	-	-	-	-
指定都市計	266	115	65	1	9	6	6	-	16

第4表 令和3年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和3年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
函館市	8	-	5	-	2	-	-	-	-
旭川市	7	2	4	-	-	-	-	-	-
青森市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八戸市	2	-	-	-	-	-	-	-	-
盛岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島市	2	1	-	-	-	1	-	-	-
郡山市	2	-	1	-	-	-	-	-	2
いわき市	3	3	1	-	2	-	-	-	-
水戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇都宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋市	7	-	1	-	-	-	-	-	2
高崎市	1	1	1	-	-	-	-	-	-
川越市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川口市	5	7	-	-	-	-	-	-	-
越谷市	2	-	-	-	-	-	-	-	-
船橋市	9	7	6	-	-	-	-	-	-
柏市	8	-	1	-	-	-	-	-	-
八王子市	2	-	-	-	-	-	-	-	-
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山市	4	-	3	-	-	-	-	-	-
金沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府市	3	1	2	-	-	-	-	-	-
長野市	5	-	-	1	-	-	-	-	4
松本市	7	-	4	-	-	-	-	-	-
岐阜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊橋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(東三河広域連合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡崎市	6	3	-	-	-	-	-	-	-
一宮市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
豊田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大津市	3	-	-	-	-	-	-	-	3
豊中市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吹田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
枚方市	6	-	2	-	-	-	4	-	-
八尾市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寝屋川市	7	6	1	-	-	-	-	-	-
東大阪市	3	2	3	-	-	-	-	-	-
姫路市	2	2	-	-	-	-	-	-	-
尼崎市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
明石市	3	2	-	-	-	-	-	-	-
西宮市	18	3	-	-	-	-	-	-	-
奈良市	1	-	1	-	-	-	-	-	6
和歌山市	2	-	-	-	2	-	-	-	2
鳥取市	6	4	3	-	-	-	-	-	-
松江市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
倉敷市	8	-	5	-	2	2	-	-	4
吳市	2	1	-	-	-	-	-	-	-
福山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下関市	1	1	-	-	-	-	-	-	-
高松市	3	6	3	-	-	4	-	-	-
松山市	-	-	-	-	-	-	-	-	1
高知市	-	-	-	-	1	1	-	-	-
久留米市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐世保市	2	-	-	-	-	2	-	-	-
大分市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎市	4	3	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島市	2	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市計	158	55	47	1	9	10	4	-	24
総 計	750	286	206	3	32	17	11	-	56

注: 1)立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求める指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2)監査の結果、行政処分を行うために聴聞通知等を発出しようとしていたが、発出前に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

3)聴聞通知等を発出した日から実際に処分をする間に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

4)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村を除く。

第5表 令和3年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類	総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	1	4	1	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設指定サ介護保険サービス	指定介護老人福祉施設	2	1	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	9	-	7	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	8	-	7	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	1	2	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	第1号通所事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		32	17	22	12	2	-	3	-	5	5	-	-	-
		49		34		2		3		10		-	-	-

第6表 令和3年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	當利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	16	14	1	-	-	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	指定訪問看護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	3	-	-	2	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
施設介護保険	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定予防密着型サービス	指定地域密着型通所介護事業所	6	6	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
介護支援総合事業生	第1号訪問事業所	7	7	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	11	7	-	-	4	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	1	1	-	-	-	-	-
合計		56	44	1	-	10	-	1

第8表 令和3年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類		指定取消件数	取消事由(複数回答)								
			人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があつた	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	
(根拠条文例) 第77条第1項										その他	
第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外			
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	16	5	4	-	13	5	4	2	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定訪問看護事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	2	-	-	3	1	2	2	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定サ介護保険施設	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	6	2	-	1	4	1	1	2	1	1
指定サ介護保険地域密着型防衛	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-
介護支援総合事業者	第1号訪問事業所	7	-	1	-	1	-	1	1	5	-
	第1号通所事業所	11	3	1	-	3	-	-	4	7	1
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
合計			56	13	6	1	28	7	10	16	15
注:複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。											

第9表 令和3年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数	一部停止				全部停止				取消
			1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	5	1	-	-	-	3	1	-	-	16
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	2	-	-	1	-	1	-	-	-	5
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	3	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護サービス	指定介護老人福祉施設	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	3	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	2	-	-	1	-	-	1	-	-	1
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	3	-	2	-	-	-	1	-	-	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	9	4	5	-	-	-	-	-	-	1
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	2	-	-	1	-	1	-	-	-	6
指定地域密着型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	3	-	2	-	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	8	3	5	-	-	-	-	-	-	1
介護支援総合事業	第1号訪問事業所	3	1	-	-	-	2	-	-	-	7
	第1号通所事業所	1	-	-	-	-	1	-	-	-	11
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合計		49	11	18	3	-	8	6	-	3	56

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成24年度～令和3年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成24年度～令和3年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成24年度～令和3年度)

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成24年度～令和3年度)

都道府県名	平成 24年度		平成 25年度		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
北海道	3	-	3	1	13	2	5	12	10	-	2	1	5	-	5	2	3	-	5	1	
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮城県	1	-	-	-	4	4	6	-	1	-	-	-	-	4	-	-	-	3	-	-	
秋田県	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山形県	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
福島県	2	4	-	-	9	-	-	-	4	-	2	-	-	-	5	-	-	-	2	1	
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栃木県	1	-	4	-	3	-	-	-	-	-	5	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
群馬県	2	-	2	4	2	-	-	6	2	-	4	4	2	4	-	6	-	1	-	-	
埼玉県	-	-	2	-	-	-	1	1	2	-	-	3	3	-	-	1	7	-	2	-	
千葉県	-	1	4	2	7	7	1	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
東京都	2	-	1	1	8	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	
神奈川県	-	-	3	-	4	-	3	2	2	10	3	6	-	3	6	-	-	1	2	1	
新潟県	-	-	3	-	2	-	3	-	2	-	-	-	-	-	5	-	3	-	-	-	
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	-	2	
静岡県	-	2	10	-	3	2	2	-	1	4	-	3	1	1	1	-	-	2	-	2	
愛知県	-	-	10	-	6	-	9	1	3	-	3	1	3	-	2	1	3	1	2	-	
三重県	1	1	7	2	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
京都府	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	
大阪府	1	5	16	6	2	4	12	7	12	7	2	5	2	7	5	1	4	7	2	2	
兵庫県	4	-	-	6	3	-	2	4	3	2	3	3	7	-	5	2	1	-	1	3	
奈良県	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	4	-	-	-	-	-	1	-	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島根県	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	
岡山県	-	1	-	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	
広島県	2	-	-	-	2	-	2	-	1	-	4	-	4	-	7	-	-	-	-	-	
山口県	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	1	3	-	2	-	-	1	-	-	-	
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
香川県	-	-	-	1	-	4	-	-	2	4	8	6	3	1	1	-	-	3	4	-	
愛媛県	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高知県	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	1	-	-	4	-	1	1	
福岡県	-	1	2	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	
佐賀県	-	-	6	-	7	-	1	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	
長崎県	3	5	-	-	-	2	-	4	7	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
熊本県	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	
大分県	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮崎県	-	-	4	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	
沖縄県	-	1	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
合 計		28	29	83	26	83	35	66	42	68	35	50	38	47	27	59	16	38	11	32	17
		57		109		118		108		103		88		74		75		49		49	

注:各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成24年度～令和3年度)

都道府県名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
北海道	2	2	-	-	5	-	1	4	-	10
青森県	-	-	4	11	4	-	-	3	-	-
岩手県	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
宮城県	-	2	1	-	1	3	-	-	1	-
秋田県	2	-	3	-	-	-	-	-	3	-
山形県	2	-	-	1	-	3	-	-	-	2
福島県	-	4	-	2	-	2	-	4	3	2
茨城県	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	3	6	5	3	11	1	2	4	2
埼玉県	-	2	-	1	4	13	4	2	-	2
千葉県	2	3	13	2	-	-	1	-	2	-
東京都	-	-	-	-	5	-	5	8	-	-
神奈川県	-	12	4	10	10	14	1	-	-	-
新潟県	-	2	-	-	1	-	2	2	4	1
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
福井県	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1
長野県	1	-	2	1	-	-	-	-	-	4
岐阜県	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	4	4	1	-	4	7	-	-	-	-
愛知県	-	-	5	5	14	8	2	2	3	2
三重県	1	3	-	-	-	-	-	-	-	1
滋賀県	-	-	10	-	-	-	-	4	-	3
京都府	-	-	8	6	2	-	-	-	-	-
大阪府	5	12	7	25	34	48	16	11	14	2
兵庫県	-	4	10	9	1	5	13	3	6	1
奈良県	-	-	-	2	4	3	-	4	-	6
和歌山県	9	-	-	-	3	4	3	3	3	2
鳥取県	-	-	-	6	5	3	-	-	-	-
島根県	-	-	2	-	2	2	1	-	-	-
岡山県	2	2	-	-	-	3	-	-	-	14
広島県	8	12	2	5	9	10	-	5	4	-
山口県	-	3	2	3	-	-	-	-	-	-
徳島県	9	9	2	2	3	-	5	8	3	-
香川県	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	2	3	-	2	-	-	-	-	-	1
高知県	2	-	-	-	-	12	-	-	-	-
福岡県	-	2	-	4	7	13	14	2	5	-
佐賀県	-	5	2	-	2	-	-	-	-	-
長崎県	3	9	-	6	7	-	-	-	-	-
熊本県	5	-	-	-	4	-	7	2	-	-
大分県	-	1	6	2	-	-	1	-	5	-
宮崎県	-	2	-	2	5	-	-	1	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	3	2	4	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	63	109	94	119	141	169	79	78	60	56

注:1)聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

2)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

3)平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成24年度～令和3年度)
(令和3年度末時点)

指定取消等年次	1) 指定取消等事業所数	2) 返還対象延事業所数	返還額の状況(単位:百万円)			
			3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成24年度	120	86	345	230	44	71
平成25年度	218	209	960	453	346	161
平成26年度	212	150	682	549	92	40
平成27年度	227	198	492	286	163	43
平成28年度	244	210	893	501	244	148
平成29年度	257	259	1,081	770	265	47
平成30年度	153	214	996	456	253	288
令和元年度	153	204	908	244	402	262
令和2年度	109	126	592	311	18	263
令和3年度	105	90	320	129	17	175

注: 1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。
 2) 1つの介護サービス事業所に対する処分に伴い、複数の市区町村で返還金が生じる場合があるため、指定取消等事業所数より返還対象延事業所数が多いことがある。
 3) 返還請求額には、加算金の額を含む。
 4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3)介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出・確認検査の状況

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

第4表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

第5表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

1.業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	1,081	1,188	1,263	133	150	151	156	159	165	166
都道府県所管	49,714	51,096	50,846	45,869	49,310	50,641	50,886	50,955	48,549	43,427
指定都市所管	684	1,503	1,737	11,041	9,417	12,324	14,814	14,109	13,923	14,536
中核市所管	441	1,160	1,245	1,309	1,477	1,589	2,109	2,470	3,005	11,727
指定都市・中核市 以外の市町村所管	1,879	1,941	2,022	1,854	4,345	2,504	3,132	3,217	3,555	3,265
合計	53,799	56,888	57,113	60,206	64,699	67,209	71,097	70,910	69,197	73,121

2.業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	198 (1)	215 (2)	326 (10)	10 (-)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1 (1)	3 (-)	879 (20)
都道府県所管	4,188 (169)	5,257 (42)	5,558 (154)	5,103 (174)	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	4,634 (147)	3,685 (366)	51,964 (2,157)
指定都市・中核市所管	160 (47)	525 (55)	385 (30)	1,880 (114)	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	2,597 (158)	2,938 (63)	15,879 (850)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	273 (73)	212 (37)	275 (27)	236 (38)	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	178 (16)	129 (10)	2,308 (456)
合計	4,819 (290)	6,209 (136)	6,544 (221)	7,229 (326)	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	7,410 (322)	6,755 (439)	71,030 (3,483)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3.業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	3 (3)	6 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	2 (2)	23 (21)
都道府県所管	24 (18)	37 (26)	40 (37)	38 (35)	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	11 (3)	16 (12)	304 (218)
指定都市・中核市所管	- (-)	3 (3)	1 (1)	15 (10)	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	3 (3)	21 (10)	100 (54)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	- (-)	3 (3)	2 (-)	4 (-)	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	- (-)	2 (2)	39 (6)
合計	27 (21)	49 (36)	46 (41)	61 (49)	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	14 (6)	41 (26)	466 (299)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和3年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R3.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	45	36	—	2	4	—	3
	中	81	63	—	7	8	—	3
	小	40	34	2	1	—	—	3
	合計	166	133	2	10	12	—	9
(2)都道府県所管	大	38	19	—	1	16	—	2
	中	1,239	357	8	236	565	5	68
	小	42,150	27,754	2,092	4,125	5,717	1,173	1,289
	合計	43,427	28,130	2,100	4,362	6,298	1,178	1,359
(3)指定都市所管	大	2	—	—	—	2	—	—
	中	128	18	4	23	73	1	9
	小	14,406	11,330	674	1,169	916	8	309
	合計	14,536	11,348	678	1,192	991	9	318
(4)中核市所管	大	—	—	—	—	—	—	—
	中	106	8	—	23	70	—	5
	小	11,621	8,582	508	1,090	1,122	27	292
	合計	11,727	8,590	508	1,113	1,192	27	297
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	4	4	—	—	—	—	—
	中	9	4	—	1	4	—	—
	小	3,252	2,299	311	169	306	47	120
	合計	3,265	2,307	311	170	310	47	120
総合計 (1)～(5)	大	89	59	—	3	22	—	5
	中	1,563	450	12	290	720	6	85
	小	71,469	49,999	3,587	6,554	8,061	1,255	2,013
	合計	73,121	50,508	3,599	6,847	8,803	1,261	2,103

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

(令和3年度)

	法人種別	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R3.4.1現在)	計画上の事業者数(令和3年度)	令和3年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数(a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数(b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	営利法人	133	13	-	-	3	-	3	-
	特定非営利活動法人	2	-	-	-	-	-	-	-
	医療法人	10	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	12	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	-	-	-	-	-	-	-
(小計)		166	13	-	-	3	-	3	-
(2)都道府県所管	営利法人	28,130	2,596	1,763	132	401	98	2,164	230
	特定非営利活動法人	2,100	145	96	5	17	1	113	6
	医療法人	4,362	481	259	15	132	24	391	39
	社会福祉法人	6,298	950	526	29	254	31	780	60
	地方公共団体	1,178	146	101	16	7	1	108	17
	その他	1,359	147	114	12	15	2	129	14
(小計)		43,427	4,465	2,859	209	826	157	3,685	366
(3)指定都市所管	営利法人	11,348	1,402	1,095	15	80	-	1,175	15
	特定非営利活動法人	678	77	59	-	2	-	61	-
	医療法人	1,192	170	142	-	3	-	145	-
	社会福祉法人	991	166	137	4	5	-	142	4
	地方公共団体	9	-	-	-	-	-	-	-
	その他	318	45	32	1	3	-	35	1
(小計)		14,536	1,860	1,465	20	93	-	1,558	20
(4)中核市所管	営利法人	8,590	1,244	776	14	181	16	957	30
	特定非営利活動法人	508	59	35	2	9	-	44	2
	医療法人	1,113	208	155	3	28	-	183	3
	社会福祉法人	1,192	237	137	6	36	2	173	8
	地方公共団体	27	2	2	-	-	-	2	-
	その他	297	75	16	-	5	-	21	-
(小計)		11,727	1,825	1,121	25	259	18	1,380	43
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	営利法人	2,307	119	59	1	27	6	86	7
	特定非営利活動法人	311	20	10	2	6	-	16	2
	医療法人	170	7	7	-	1	-	8	-
	社会福祉法人	310	10	6	-	3	-	9	-
	地方公共団体	47	4	1	-	3	1	4	1
	その他	120	6	2	-	4	-	6	-
(小計)		3,265	166	85	3	44	7	129	10
総 計 (1)~(5)	営利法人	50,508	5,374	3,693	162	692	120	4,385	282
	特定非営利活動法人	3,599	301	200	9	34	1	234	10
	医療法人	6,847	866	563	18	164	24	727	42
	社会福祉法人	8,803	1,363	806	39	298	33	1,104	72
	地方公共団体	1,261	152	104	16	10	2	114	18
	その他	2,103	273	164	13	27	2	191	15
(合計)		73,121	8,329	5,530	257	1,225	182	6,755	439

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和3年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R3.4.1現在)	計画上の事業者数(令和3年度)	令和3年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数(a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数(b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	大	45	6	-	-	1	-	1	-
	中	81	4	-	-	1	-	1	-
	小	40	3	-	-	1	-	1	-
	(合計)	166	13	-	-	3	-	3	-
(2)都道府県所管	大	38	6	5	-	3	-	8	-
	中	1,239	135	84	2	56	6	140	8
	小	42,150	4,324	2,770	207	767	151	3,537	358
	(合計)	43,427	4,465	2,859	209	826	157	3,685	366
(3)指定都市所管	大	2	-	-	-	-	-	-	-
	中	128	13	7	-	4	-	11	-
	小	14,406	1,847	1,458	20	89	-	1,547	20
	(合計)	14,536	1,860	1,465	20	93	-	1,558	20
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	106	19	13	-	3	-	16	-
	小	11,621	1,806	1,108	25	256	18	1,364	43
	(合計)	11,727	1,825	1,121	25	259	18	1,380	43
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	4	-	-	-	-	-	-	-
	中	9	2	2	-	-	-	2	-
	小	3,252	164	83	3	44	7	127	10
	(合計)	3,265	166	85	3	44	7	129	10
総合計 (1)~(5)	大	89	12	5	-	4	-	9	-
	中	1,563	173	106	2	64	6	170	8
	小	71,469	8,144	5,419	255	1,157	176	6,576	431
	(総計)	73,121	8,329	5,530	257	1,225	182	6,755	439

第4表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

(令和3年度)

	法人の種類	令和3年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	営利法人	2	2	-	-	2
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
(小計)		2	2	-	-	2
(2)都道府県所管	営利法人	10	1	4	-	5
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	1	1	-	-	1
	社会福祉法人	5	2	4	-	6
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
(小計)		16	4	8	-	12
(3)指定都市所管	営利法人	6	1	1	-	2
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
(小計)		6	1	1	-	2
(4)中核市所管	営利法人	13	2	5	-	7
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	2	1	-	-	1
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
(小計)		15	3	5	-	8
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	営利法人	2	-	2	-	2
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
(小計)		2	-	2	-	2
総 計 (1)～(5)	営利法人	33	6	12	-	18
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	1	1	-	-	1
	社会福祉法人	7	3	4	-	7
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
(合計)		41	10	16	-	26

第5表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和3年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和3年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告(A)	改善勧告(B)	改善命令(公示)(C)	(合計)(A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	2	2	-	-	2
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	2	2	-	-	2
(2)都道府県所管	大	1	1	1	-	2
	中	1	-	1	-	1
	小	14	3	6	-	9
	(合計)	16	4	8	-	12
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	6	1	1	-	2
	(合計)	6	1	1	-	2
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	15	3	5	-	8
	(合計)	15	3	5	-	8
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	2	-	2	-	2
	(合計)	2	-	2	-	2
総合計 (1)~(5)	大	3	3	1	-	4
	中	1	-	1	-	1
	小	37	7	14	-	21
	(総計)	41	10	16	-	26

(4) 老人福祉法に係る指導監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(令和3年度)

区分	設置主体	施設数	指導監査の対象となる施設数 (休止中を除く)	一般監査の状況				特別監査の状況					
				計画数	実施数	うち書面で実施したもの	監査結果 改善報告を求めたもの	実施数	監査結果 改善報告を求めたもの	改善命令	事業停止命令	事業廃止命令	認可取消
養護老人ホーム	地方公共団体	211	194	99	75	52	13	0	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	752	718	391	315	181	54	2	0	0	0	0	0
	小計	963	912	490	390	233	67	2	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	地方公共団体	312	294	94	71	34	24	2	2	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,233	9,643	4,574	3,470	2,070	690	14	9	0	0	0	0
	小計	10,545	9,937	4,668	3,541	2,104	714	16	11	0	0	0	0
合計	地方公共団体	523	488	193	146	86	37	2	2	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,985	10,361	4,965	3,785	2,251	744	16	9	0	0	0	0
	計	11,508	10,849	5,158	3,931	2,337	781	18	11	0	0	0	0

(5) 市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(令和3年度)

都道府県名	所管市町村数	指導の状況									
		集団指導			実地指導			合同指導			
		回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由	
北海道	153	1	156	—	12	12	—	12	12	—	
青森県	38	—	—	①	—	—	②	—	—	—	②
岩手県	23	2	8	—	—	—	①	—	—	—	①
宮城県	34	1	29	—	5	5	—	—	—	—	①
秋田県	21	—	—	③	—	—	③	8	3	—	
山形県	34	1	34	—	13	13	—	—	—	—	②
福島県	56	1	19	—	—	—	③	—	—	—	①
茨城県	43	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
栃木県	24	—	—	③	—	—	③	—	—	—	③
群馬県	33	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
埼玉県	57	—	—	⑦	—	—	⑦	—	—	—	⑦
千葉県	51	1	44	—	7	7	—	2	2	—	
東京都	61	—	—	⑦	10	10	—	4	2	—	
神奈川県	29	—	—	⑤	—	—	⑤	—	—	—	⑤
新潟県	29	1	29	—	—	—	⑤	—	—	—	⑤
富山県	8	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
石川県	18	—	—	⑤	10	10	—	—	—	—	⑤
福井県	15	—	—	⑤	—	—	⑤	—	—	—	⑤
山梨県	26	1	26	—	—	—	③	—	—	—	③
長野県	61	1	50	—	—	—	①	—	—	—	①
岐阜県	35	—	—	①	13	13	—	—	—	—	①
静岡県	33	3	35	—	8	8	—	—	—	—	⑤
愛知県 ²⁾	39	—	—	⑦	14	17	—	4	4	—	
三重県	25	2	29	—	3	3	—	—	—	—	⑤
滋賀県	18	—	—	①	—	—	①	2	2	—	
京都府	25	—	—	①	—	—	①	7	6	—	
大阪府	32	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
兵庫県	36	1	36	—	5	5	—	—	—	—	⑤
奈良県	38	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
和歌山県	29	1	29	—	—	—	①	—	—	—	①
鳥取県	16	—	—	⑦	—	—	⑦	—	—	—	⑦
島根県	10	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
岡山県	25	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
広島県	20	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
山口県	18	—	—	①	—	—	①	—	—	—	①
徳島県	23	1	23	—	—	—	①	—	—	—	①
香川県	16	—	—	⑥	—	—	⑤	—	—	—	①
愛媛県	19	—	—	⑤	7	7	—	—	—	—	⑤
高知県	29	—	—	③	3	3	—	—	—	—	③
福岡県	25	1	26	—	—	—	①	—	—	—	①
佐賀県	7	—	—	①	—	—	①	1	1	—	
長崎県	17	—	—	⑤	—	—	⑤	—	—	—	①
熊本県	44	—	—	⑦	—	—	⑦	1	1	—	
大分県	17	—	—	⑥	—	—	⑤	—	—	—	⑤
宮崎県	25	—	—	⑥	—	—	⑤	—	—	—	⑤
鹿児島県	42	2	8	—	7	7	—	9	5	—	
沖縄県	12	1	40	—	—	—	⑤	—	—	—	⑤
都道府県計	1,489	22	621	—	117	120	—	50	38	—	

注: 1)自治体数は一般市町村及び広域連合を含めた数である。

2)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

指導監査を実施していない理由の項目

① 新型コロナウイルス感染症対応のため
② 担当職員が業務多忙のため
③ 職員の人員不足のため
④ 職員の認識不足のため
⑤ 該当年度は計画が無かったため
⑥ オンライン会議等で代用したため
⑦ その他

項目別集計	集団指導	実地指導	合同指導
①	14	17	19
②	—	1	2
③	3	4	3
④	—	—	—
⑤	5	8	11
⑥	3	—	—
⑦	5	3	2
合計	30	33	37